

令和7年度 神戸市高齢者インフルエンザ及び 新型コロナウイルスワクチン定期接種実施要領

令和7年10月 神戸市保健所

1. 目的

この要領は「予防接種法（昭和23年法律第68号）」及び「定期接種実施要領」、「神戸市定期予防接種及び行政措置費用助成要綱」に基づき、高齢者インフルエンザ予防接種及び新型コロナウイルスワクチン接種定期接種（以下、高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルスワクチン定期接種）の実施について必要な事項を定める。

2. 実施主体等

高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルスワクチン定期接種は「予防接種法（昭和23年法律第68号）」に基づき実施する定期予防接種とし、神戸市が実施主体となり、地域の医療機関の協力を得て実施する。

3. 実施期間

令和7年10月1日から令和8年1月31日まで

4. 対象者

接種日現在、神戸市民であり、以下の各項に該当するものとする。

1. 65歳以上

2. 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（概ね、身体障害者程度等級1級に相当）。

5. 使用するワクチン

(1) インフルエンザワクチン

<令和7年度インフルエンザHAワクチン製造株>

A型株：A／ビクトリア／4897／2022（IVR-238）（H1N1）

A／パース／722／2024（IVR-262）（H3N2）

B型株：B／オーストリア／1359417／2021（BVR-26）（ビクトリア系統）

(2) 新型コロナウイルスワクチン

<令和7年度に用いるワクチンの抗原組成>

1価のJN.1、KP.2、LP.8.1又はXECに対する抗原を含む